

北海道女性の活躍応援ネットワークロゴマーク取扱要領

令和2年3月30日決定

(目的)

第1 北海道は「北海道女性の活躍応援ネットワークロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を道民、事業者に広く周知し、その活用を通じて女性活躍の気運を醸成することを目的として、本要領を定める。

(ロゴマーク)

第2 北海道女性の活躍応援ネットワークロゴマークは別紙のとおりとする。

(ロゴマークの使用の範囲)

第3 北海道女性の活躍応援ネットワークロゴマークは北海道のほか、女性活躍推進の取組に賛同するものが使用するものとする。

- (1) 北海道
- (2) 北の輝く女性応援会議構成員
- (3) 包括連携協定締結企業
- (4) 北海道女性の活躍応援ネットワーク会員
- (5) その他道が認めた場合

(ロゴマークの使用の制限)

第4 第3の規定にかかわらず、北海道女性の活躍応援ネットワークロゴマークは、その使用がいずれかに該当する場合は、使用できない。

- (1) 営利活動又は特定の政治活動等を助長するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められた場合
- (3) 特定の個人又は団体の信用を高めるために使用するものである場合
- (4) その他、道が不相当と認める場合

(利用の中止)

第5 北海道女性の活躍応援ネットワークロゴマークの使用に関し、第4のいずれかに該当すると認められるときは、環境生活部長は、その使用を差し止める等の措置を求めることができる。

(使用料)

第6 北海道女性の活躍応援ネットワークロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認手続)

第7 北海道と包括連携協定を締結している企業等ならびに北の輝く女性応援会議構成団体（以下「包括連携協定締結企業等」という。）がロゴマークを使用したときは、環境生活部長あて別記第1号様式により届出をすること。

包括連携協定締結企業等は、ネットワーク会員になった場合についても、ロゴマークを利用したときは別記第1号様式により届出することとし、別記第2号様式による申請は要しない。

- 2 北海道女性の活躍応援ネットワーク会員がロゴマークを使用しようとするときは、別記第2号様式により申請すること。
- 3 前2項以外のものがロゴマークを使用しようとするときは、道と事前協議をすること。

(注意すべき事項)

第8 北海道が提供するデータを使用すること。

- 2 色は変更しないこと。ただし、モノクロ印刷により白黒で印刷することは可能とする。
- 3 縮小及び拡大するときは縦横の比は変えないこと。
- 4 商品・サービス等に使用する場合は、その商品・サービス等を推奨しているとの誤解を与えないようにすること。
- 5 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情、損害の発生等については、責任はロゴマークの使用者に帰するものとする。

(使用状況の報告について)

第9 第3（4）ならびに（5）のものが、ロゴマークを使用した場合はその使用状況について別記第3号様式により報告すること。

(個人情報の取扱い)

第10 ロゴマークを使用したものの名称、ロゴマークの使用方法等について北海道女性の活躍応援ネットワークのホームページ等で公表する場合があるが、ロゴマークを使用したものは特段の申出がない限り、この取り扱いに同意したものとみなす。

附 則

(施行年月日)

この取扱要領は令和2年3月30日から施行する。

1 QRコードあり

私たちは北海道の
女性の活躍★を
応援しています

北海道女性の活躍応援ネットワーク
(事務局：北海道)



2 QRコードなし

私たちは北海道の
女性の活躍★を
応援しています

北海道女性の活躍
応援ネットワーク